

母子家庭等

高等職業訓練促進給付金

担当 子ども育成課

☎046(2552)7201
FAX046(255)5080

ひとり親家庭の経済的な支援を目的とし、専門的な資格取得を援助する高等職業①促進給付金事業②修了支援給付金事業を次の通り実施します。申込方法や必要書類など、詳しくは担当へお問い合わせください。

●1年以上継続して資格取得が見込まれる

●就業または育児と修業の両立が困難

●過去に同給付金を受給していない

○対象 市内在住の20歳未満の子どもを扶養しているひとり親で、次の全

○対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療

年金の未納や未加入がある60歳以上の方へ 国民年金任意加入制度

担当 国保年金課

☎046(2552)7035
FAX046(255)7043

やむを得ない事情で国民年金保険料を納めていない方、国民年金に加入して

「任意加入制度」の利用で老齢基礎年金受給額を増やすことができます。

老齢年金を受け取るためには、原則120月(10年)以上の年金保険料納付期間(厚生年金加入期間や保険料免除期間を含む)が必要ですが、60歳時点で年金保険料納付期間が120月に満たない場合は、65歳になるまで国民年金に任意加入し、受け取る年金の額を増やすことができます。

加入し、保険料を納めることとで、120月を目指すことができます。65歳時点で120月に満たない場合には70歳になるまで120月を上限として国民年金に任意加入ができます(昭和40年4月1日以前に生まれた方が対象)。

法士、調理師、製菓衛生師、美容師など
○支給条件 4年間を上限として資格を取得のために1年間以上養成機関で修業すること

○支給額 ①▽市民税非課税世帯Ⅱ月額10万円▽市民税課税世帯Ⅱ月額7万円500円(いずれも最終年は4万円を加算)②▽市民税非課税世帯Ⅱ5万円▽市民税課税世帯Ⅱ2万5000円

※申請前に市で面接を行います。

この他に、海外に住む方の任意加入制度などもあります。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。※保険料の支払いは、加入申込をした日の月の分から。

○申込方法 年金手帳、預金通帳とその届出印を市役所1階国保年金課または厚木年金事務所へ

※60歳以降の任意加入は原則口座振替となります。

※加入状況や納付状況に応じて戸籍謄本や在学証明書などが必要になる場合があります。

○問い合わせ先 厚木年金事務所国保年金課 ☎046(223)7171



母子家庭等

自立支援教育訓練給付金

担当 子ども育成課

☎046(2552)7201
FAX046(255)5080

ひとり親の経済的な支援を目的とし、教育訓練給付指定講座(介護職・医療事務・パソコン研修など)を受講・修了した場合の受講料の一部を支給する事業を実施します。申込方法や必要書類など、詳しくは担当へお問い合わせください。

○対象 市内在住の20歳未満の子どもを扶養して

○対象講座 雇用保険法に

おける次の指定教育訓練講座のうちいずれか1つ

いるひとり親で、次の全てに該当する方

●児童扶養手当受給者または同等の所得水準

●講座受講が必要と認められる

●過去に同給付金を受給していない

○申込方法 9月24日(火)～10月8日(火)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時は除く)に次の提出書類を直接担当へ(郵送不可)

○提出書類 ●市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)

●住宅リフォーム見積書の写し(施工業者の名称・所在地・電話番号の記載と押印があるもの)

●一業者の申請枠は5件まで。見積もりを依頼する際は確認してください。

●撮影日入りの現況写真(住宅の全景、工事部分)

○補助金額 5万円(一棟につき1回限り、過去に補助を受けたことがある場合は対象外)

●市税を滞納していない ●市内に本店・本社がある業者が行う工事 ●市が実施する他の補助

●一般教育訓練 ●特定一般教育訓練(10月から開始) ●専門実践教育訓練

○支給額 支給対象講座受講料の60パーセント(受

講料が20万円を超える場合は20万円)

※受講料が1万2千円を超えない場合は給付金が受けられません。

※公共職業安定所(ハローワーク)で教育訓練給付金を受給している方は、支給額が変わります。

※申請前に市で面接を行います。

○申込方法 9月24日(火)～10月8日(火)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時は除く)に次の提出書類を直接担当へ(郵送不可)

○提出書類 ●市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)

●住宅リフォーム見積書の写し(施工業者の名称・所在地・電話番号の記載と押印があるもの)

●一業者の申請枠は5件まで。見積もりを依頼する際は確認してください。

●撮影日入りの現況写真(住宅の全景、工事部分)

○補助金額 5万円(一棟につき1回限り、過去に補助を受けたことがある場合は対象外)

●市税を滞納していない ●市内に本店・本社がある業者が行う工事 ●市が実施する他の補助

自殺予防週間

担当 障がい福祉課

☎046(2552)7132
FAX046(255)7043

毎年9月10日～16日は、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺に対する正しい知識を得る「自殺予防週間」です。自殺を防ぐためには、自殺の原因となるさまざまな問題を解決し、すべての人にとって「安心して暮らせるまちをつくる」ことが必要です。皆さんの支えで防げる自殺もある事を知りましょう。

■つなぎ 心の病気や社会・経済的な問題などは、公的相談機関、医療機関などの専門家への相談につなげましょう。相談を受けた側も、抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、家族や友人など、キーパーソンの協力を求め、連携を取りましょう。

■見守り 身体や心の健康状態について自然な雰囲気です声を掛け、焦らず見守りましょう。必要に応じて、キーパーソンと連携を取り、専門家に情報を提供しましょう。

2週間以上続く不眠はうつ病のサインかも

2週間以上継続する不眠は、うつ病の可能性があります。うつ病の早期発見が、早期治療自殺予防につながります。疲れていても眠れない日が続く方は、早めに医療・専門機関へ相談してください。また、身近な人の不眠に気付いたときは「眠れていますか？」などの声掛けを行いましょう。

あなたにも自殺を防ぎ
ゲートキーパーに

自殺を防ぐためには、普段からの「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」が大切です。

■気づき 発言・行動・体調の変化に敏感になり、悩みや問題を抱えている人が発するサインに早く気づきましょう。「眠れていますか？」など、声掛けをしましょう。

■傾聴 悩みを話してくれたら、時間をかけて傾聴しましょう。話題をそらす、否定、表面的な励ましは逆効果です。気持ちを尊重、共感し

た上で、相手を大切に思う気持ちを伝えましょう。

心身の病気や社会・経済的な問題などは、公的相談機関、医療機関などの専門家への相談につなげましょう。相談を受けた側も、抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、家族や友人など、キーパーソンの協力を求め、連携を取りましょう。

身体や心の健康状態について自然な雰囲気です声を掛け、焦らず見守りましょう。必要に応じて、キーパーソンと連携を取り、専門家に情報を提供しましょう。

2週間以上続く不眠はうつ病のサインかも

2週間以上継続する不眠は、うつ病の可能性があります。うつ病の早期発見が、早期治療自殺予防につながります。疲れていても眠れない日が続く方は、早めに医療・専門機関へ相談してください。また、身近な人の不眠に気付いたときは「眠れていますか？」などの声掛けを行いましょう。

た上で、相手を大切に思う気持ちを伝えましょう。心身の病気や社会・経済的な問題などは、公的相談機関、医療機関などの専門家への相談につなげましょう。相談を受けた側も、抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、家族や友人など、キーパーソンの協力を求め、連携を取りましょう。